２０１９年１０月に消費税率が１０％に引き上げられます。

消費税を適正に転嫁できなければ、経営に影響が出てきます。

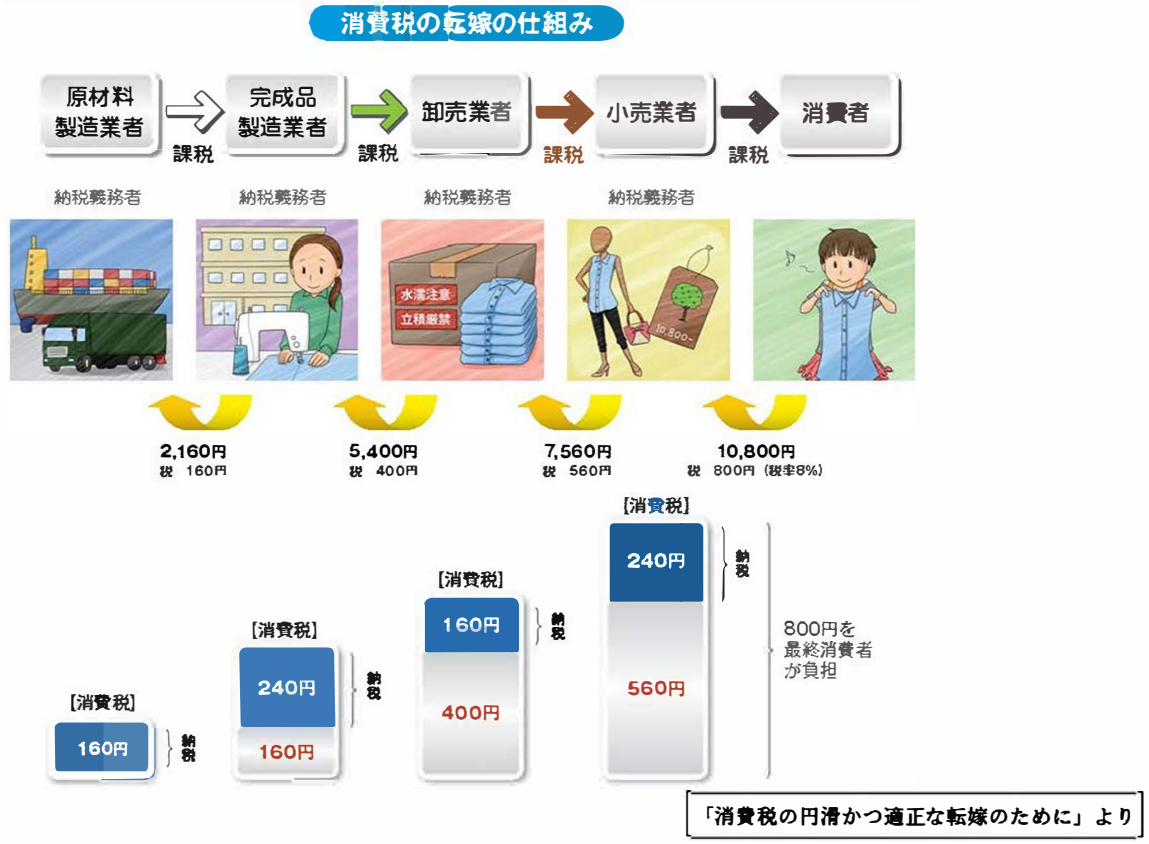

消費税８％		消費税１０％		影　響
売上額（税込）	10,800円	売上額（税込）	10,800円	一見、売上額に変更なし
売上額（税抜）	10,000円	売上額（税抜）	9,818円	⇐実際は、売上げが182円減少
消費税	800円	消費税	982円	（消費税は182円増加）

増税前後の伝票などで算定してみましょう。

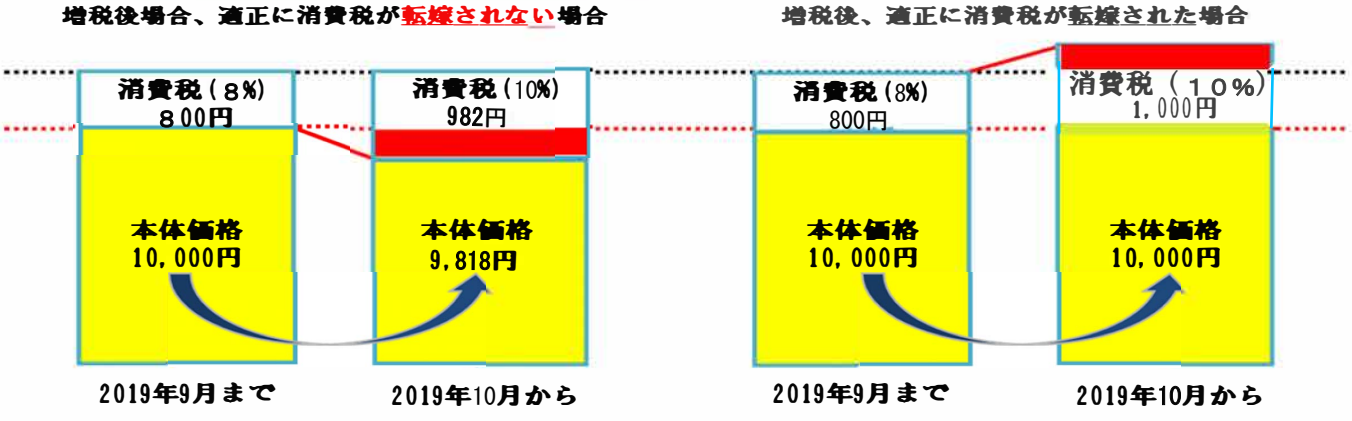

こんなことがあったら

消費税の転嫁拒否にあっているかもしれません。

減額 買いたたき	・取引先から消費税分を支払ってもらえない ・支払いの際に、消費税分を差し引かれて支払われる。 ・以前と同様の取引にも関わらず、消費税率引上げを理由に、税込価格を下げられた。あるいは、据え置かれた。
商品購入、役務利用又は利益提供の要請	・取引先から、指定された商品を購入しなければ、消費税を上乗せしないと言われた。 ・消費税率引上げの際に、取引先の店舗の値札貼り替えを要請された。
本体価格（税抜価格）での交渉の拒否	・取引先が指定する見積書等の様式が税込価格しか記載できないようになっている。 ・税抜価格と消費税を分けて起債した見積書等を提出したところ、取引先から拒否された。

①②減額・買いたたき ×

③商品購入・役務利用・利益提供の要請 ×

④本体価格での交渉の拒否 ×

内閣府沖縄総合事務局経済産業部消費税転嫁対策室では、転嫁対策の専門職員（転嫁Ｇメン）を配置し、お電話と直接お会いしてのご相談をお受けしております。お気軽にご相談ください。

内閣府沖縄総合事務局経済産業部消費税転嫁対策室

所在地：那覇市おもろまち2－1－1那覇第2地方合同庁舎2号館9階
TEL：098－866－0035（平日9時～17時）
FAX：098－860－3710